

## 第6 社会福祉法人設立認可申請書及び添付書類作成上の留意事項

### 1 設立認可申請書類必要例（様式別添）

社会福祉法人の設立認可に必要な書類の典型的な例を示しています。**（実施する事業や財産の状況により必要書類が変わります。詳細は市の担当者と逐次協議してください。）**

なお、認可申請必要書類は市へ提出する正・副2部のほか、設立者(控)1部の計3部準備が必要です。

認可申請必要書類		様式
(1)	設立認可申請書	①
(2)	定款	定款例
(3)	添付書類目録	任意
(4)	財産目録	②
(5)	財産が法人に帰属することを証する書類	
	ア 贈与契約書等(写)	③
	イ (贈与者が個人の場合) 身分証明書	
	ウ (贈与者が法人の場合) 基本約款、法人登記簿謄本、社員総会議事録等、決算書等	
	エ 印鑑登録証明書	
	オ 残高証明書	
	カ 所有権移転登記確約書(写)、贈与にかかる不動産等の登記簿謄本、不動産の価格評価書、農地転用許可書等必要書類	④
(6)	法人に帰属しない不動産の使用権限を証する書類	
	ア 賃貸借契約書(写)	任意
	イ 地上権若しくは賃借権設定登記確約書(写)	⑤
	ウ 不動産登記簿謄本	
	エ (貸主が個人の場合) 身分証明書	
	オ 印鑑登録証明書	
	カ 法人登記簿謄本	
	キ その他必要書類	
(7)	設立当初の会計年度及び次会計年度以降3～4年程度の事業計画並びに設立当初の会計年度から元金償還が始まる年度までの収支予算書	⑥、 (別紙)社会福祉会計基準に基づく収支予算書

(8)	設立時の役員・評議員予定者一覧表		
(9)	設立代表者の権限を証する書類		
	ア	委任状	⑦
	イ	身分証明書	
(10)	役員・評議員就任予定者の履歴書等		
	ア	履歴書	⑧
	イ	就任承諾書	⑨
	ウ	誓約書	⑩
	エ	印鑑登録証明書	
	オ	身分証明書	
(11)	施設建設関係書類		
	ア	施設建設計画書	⑪
	イ	建設図面(位置図、平面図、立面図、配置図)	
	ウ	施設建設見積書(写)	
	エ	設備整備計画書	任意
	オ	設備整備見積書(写)	
	カ	補助金交付内定通知書(写)	
	キ	助成金等の交付決定内定通知書(写)	
	ク	建設自己資金関係(贈与契約書、身分証明書、印鑑登録証明書、残高証明書等)	
	ケ	福祉医療機構貸付内定通知書(写)	
	コ	償還計画	
	サ	償還金贈与契約関係(贈与契約書、確約書、身分証明書、印鑑登録証明書、所得証明書、納税証明書、法人基本約款、法人登記簿謄本、法人決算書、法人議事録等)	
	シ	施設長就任承諾書(承諾書、履歴書、資格を証する書類)	⑫
(12)	基本財産編入誓約書		⑬
(13)	設立発起人会議事録(写)		⑭
(14)	その他参考書類(地元説明会記録等)		

## 2 書類作成上の留意事項

同一の書類が重複して添付される場合は、一部のみ添付し、他は省略してかまいません。

添付書類のうち、残高証明書、不動産登記簿謄本、印鑑登録証明書、身分証明書等、可能なものは原本を添付してください。契約書等、原本が添付できないものは、原本と相違ない旨証明を付してください。

原本証明の例

この写しは、原本と相違ないことを証明します。

社会福祉法人 ○○会 設立代表者 ○○○○ (実印)

押印が必要な書類は、すべて実印を使用してください。

市に提出する正副2部のほか、設立者(控)1部を用意してください。

### (1) 設立認可申請書

### (2) 定款

法人の定款案を作成し添付します。国が「社会福祉法人定款例」を示しており、詳細はこの「てびき」の第5のとおりです。

### (3) 添付書類目録

添付した書類の一覧を作成します。書類は法人の事業内容等に応じて変わります。

### (4) 財産目録

設立当初の資産と負債の内容を記載し、建設自己資金・運転資金・土地が贈与された後の形態としてください。このうち資産は基本財産とその他財産に区分し、公益事業や収益事業を実施する場合は、公益事業用財産、収益事業用財産にそれぞれ区分する必要があります。

財産目録は具体的に表示し、例えば土地を2筆以上所有している場合は、一括して土地とはせずに、一筆ごとに明示してください。また、土地・建物は、その個々について所在地、用途、面積、価格を記載してください。

そのほか、

- ・機械工具、什器等は用途別に区分し、取得原価と償却累計を付記します。重要でない備品等は、包括的に記載することも可とします。
- ・売掛金・未収金等の債権は、個数及び価格を記載します。
- ・負債中各種引当金は説明を付します。
- ・負債について担保提供しているものは、担保物件の概要を付記します。
- ・長期借入金は、償還期限を付記します。

(5) 財産が法人に帰属することを証する書類

財産目録に記載した財産が法人に確実に帰属することを明らかにできる書類を添付します。

ア 贈与契約書

贈与契約書は寄付者ごとに作成してください。

法人事務所ならびに施設所在地を選挙区とする議員からの贈与は、公職選挙法に抵触するため受けることができないので注意が必要となります。

イ 身分証明書

贈与者が個人の場合には、寄付者の行為能力を証するために、身分証明書を添付してください。

ウ 基本約款等

贈与者が法人の場合には、法人の定款、寄付行為その他の基本約款及び贈与の意思決定が、基本約款に定める手続きを経て行われたことがわかる議事録等の書類を添付します。

エ 印鑑登録証明書

贈与契約書類に押印された印鑑の証明書を添付してください。

オ 残高証明書

財産が寄付者に属することを証明する書類として、金融機関の残高証明書が必要です。**残高証明書が複数枚となる場合は、すべての証明書の日付を一致させてください。**

また、将来の償還に対する寄付を予定している場合など、必要に応じて所得証明書や納税証明書の添付を求める場合があります。

カ 不動産登記簿謄本等

贈与財産が不動産の場合、登記簿謄本、価格評価書及び所有権移転登記確約書が必要です。なお、土地の贈与に際しては、**抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないことが条件**となります。

施設等の建設が伴う場合、用途地域の制限などがクリアされている、あるいはクリアできることが確実で、建設が可能な土地である必要があります。

(6) 法人に帰属しない不動産の使用権限を証する書類

事業実施に当たって、財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、使用権限が法人に確実に帰属することを明らかにできる書類が必要です。

事業開始前に仮事務所を置く場合には、当該事務所の使用権限を証する賃貸借契約書等を添付します。

(7) 設立当初の会計年度及び次会計年度以降の3～4年度程度の事業計画及び収支予算書

定款に定める事業ごとに事業計画を立て、その財源を確保し、事業計画どおりこれを執行できる予算を組む必要があります。つまり、確実な財源があり、資産との均衡ある事業計画を立てなければならず、財産に負債のある場合には、必ずその償還計画を立て、予算に組み

込んでおくことも大切となります。

事業計画には、事業運営の方針、職員の状況、日課等も含めたできるだけ詳細な処遇計画を記載してください。

(8) 設立者の履歴書等

略歴でかまいませんが、少なくともその職歴や社会的地位から、社会福祉法人の役員としてふさわしいかが判別できるものでなければなりません。自署でなくてもかまいません。

(9) 設立代表者の権限を証する書類

設立代表者を除く、設立発起人全員の委任状が必要です。連名のものでも結構です。

(10) 評議員及び役員就任予定者の履歴書等

役員等とは、評議員、理事及び監事をいいます。就任承諾書の氏名は自署し、実印を押印して印鑑証明を添付してください。

履歴書は、評議員や理事、監事にふさわしいか判断できるものでなければなりません。

また、誓約書については、欠格事由に該当しないこと、暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを確認するために作成します。

(11) 施設建設関係書類

事業規模が適正で、相応の資金計画になっているかを確認できる、当該施設の建設計画、初度調弁計画、資金計画、設計図面及び見積書を添付してください。

また、建設に必要な財源が確保されていることを証する書類として、補助金や助成金、福祉医療機構の借入金、寄付金等、資金調達状況を確認できるものを準備します。

なお、民間金融機関等からの長期借入金を予定している場合は、融資証明書を添付するとともに、担保物件を明確にさせていただきます。借入れにあたり基本財産の担保提供を予定している場合は、事前に市の担当者と協議が必要です。

シ 施設長就任承諾書

当該施設の施設長就任予定者が、資格要件を満たしていることがわかる書類を添付してください。

(12) 基本財産編入誓約書

社会福祉施設の用に供する不動産は、取得後基本財産に組み入れる必要がありますので、施設建設後の編入をあらかじめ誓約していただきます。

(13) 設立発起人会議事録

法人の基本的事項を決定するため、発起人全員が出席して決議した記録が必要です。

(14) その他参考書類

その他法人設立の審査に当たって参考となる書類があったら添付してください。

施設を設置する法人にあつては、地域との連携が重要であることから、地元住民が了解していることがわかる、説明会の記録等が必要です。

また、法人の諸規程もできるだけ添付してください。

3 受託事業を行う場合

委託者との委託契約書を添付してください。

なお、地方公共団体が設置した公の施設の経営を受託するときは、委託契約書のほか当該施設の設置及び管理委託に関する事項(条例を含む。)も添付してください。

※47 ページから様式

# MEMO



① 設立認可申請書

様式第 1

(表 面)

社会福祉法人設立認可申請書			
設立者又は 設立代表者	住所		
	氏名		
申請年月日			
社会福祉法人設立の趣意			
主たる事務所の所在地			
ふりがな 法人の名称			
事業の種類	社会福祉 事業	第 1 種	
		第 2 種	
	公益事業		
	収益事業		

様式第 1

(裏 面)

資 産	内 訳									
	純資産 ⑤-⑥	社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①+②+③ +④	⑥負債			
		①基本財産	②その他財産							
円	円	円	円	円	円	円				
役 員 等 と な る べ き 者	理事 監事 評議員 の別*	氏名	親族等の 特殊関係 者の有無	役員の資格等 (該当に○)					他の社会福祉法人 の理事長への就任 状況	
				事業経 営識見	地域福 祉関係	管理者	事業 識見	財務管 理識見	有 無	法人名

※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第 2 条第 2 項各号に掲げる書類を添付すること。

② 財産目録（例）

		社会福祉法人〇〇〇〇会
		年 月 日
財 産 目 録（注1）		
I 資産の部		円
1 基本財産		円
（内訳）（1）土地（注2）		
新潟県新潟市〇区〇町〇丁目〇〇番所在の土地〇筆	m <sup>2</sup>	
m <sup>2</sup> 単価                      円              総額		円
(2) 建物（注3）		
新潟県新潟市〇区〇町〇丁目〇〇番所在の建物		円
(3) 基本財産基金		円
2 その他財産		円
（内訳）（1）建設自己資金		円
(2) 運転資金		円
(3) 法人事務費		円
(4) 什器備品（注4）		円
II 負債の部		円
III 差引正味財産		円

(注1): 法人設立にあたって、贈与契約に基づき法人が取得する財産について記載する。

不用の項目は削除する。

(注2): 土地は、1筆ごとに登記簿謄本記載のとおり記入する。

(注3): 既存の建物の贈与を受ける場合に記載する。記載は登記簿謄本記載のとおり1棟単位で行う。

(注4): 什器備品の贈与を受ける場合に記載する。

※ なお、上記の場合、各金額の関係は、

(1 基本財産) = 基本財産内訳の計

(2 その他財産) = 運用財産内訳の計

(I 資産の部) = (1 基本財産) + (2 その他財産)

(III 差引正味財産) = (I 資産の部) - (II 負債の部)

## 贈 与 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）（注2）は、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の〇〇資金等として（注3）、金〇〇〇〇円を同法人に贈与することを約し、乙は、これを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を同法人設立後1週間以内に行わなければならない。

第2条 社会福祉法人〇〇〇〇会の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第3条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議の上決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各1通を所持する。

年 月 日（注4）

甲 住所  
氏名 印

乙 住所  
社会福祉法人〇〇〇〇会  
設立代表者（注2） 印

（注1）： 法人設立認可申請書には、契約書原本の写しを添付し、契約書の原本は関係者がそれぞれ保管する。

（注2）： 設立代表者が贈与する場合は、代理人を選任すること（設立代表者代理人と表記）。

（注3）： 第1条の例：同法人の建設自己資金として〇〇円、運転資金として〇〇円、法人事務費として〇〇円・・・など。

（注4）： 設立決議により設立代表者に権限を委任した日以降で、法人設立認可申請をする日以前の日付とすること。

④ 土地等所有権移転登記確約書（例）

## 所有権移転登記確約書

社会福祉法人〇〇〇〇会の設立が認可されたときは、下記の財産について、ただちに貴法人に対し所有権移転登記を行うことを確約いたします。

年 月 日

所有者 住 所

氏 名 印

社会福祉法人〇〇〇〇会

設立代表者 様

記

### 土地(注)

- 1 所在地 新潟県新潟市〇区〇町〇丁目〇〇番地
- 2 地 目 宅地
- 3 公簿面積 〇〇〇〇m<sup>2</sup>

### 建物

- 1 所在地 新潟県新潟市〇区〇町〇丁目〇〇番地
- 2 構 造 〇〇造り〇階建て
- 3 床面積 〇〇〇〇m<sup>2</sup>

(注): 土地、建物の表示は登記簿謄本どおり記載すること。契約書原本は関係者がそれぞれ保管する。

⑤ 地上権設定登記確約書（例）

## 地上権設定登記確約書

社会福祉法人〇〇〇〇会の設立が認可されたときは、貴法人に貸与する下記の土地について、地上権を設定し、かつ登記することを確約します。

年 月 日

所有者 住 所

氏 名

印

社会福祉法人〇〇〇〇会

設立代表者 様

記

1 所在地 新潟県新潟市〇区〇町〇丁目〇〇番地

2 地 目 宅地

3 公簿面積 〇〇〇〇㎡

4 地上権設定期間 〇〇年間

(注)：土地の表示は登記簿謄本どおり記載すること。

⑥ 事業計画書（例）（特別養護老人ホーム）

〇〇年度特別養護老人ホーム〇〇園事業計画書

1 名 称

2 所在地

3 利用定員

4 規 模 土地 m<sup>2</sup>  
建物 m<sup>2</sup> 〇〇造 〇階建て

5 事業開始年月日（予定）

6 事業運営の基本方針

7 利用者の処遇

(1) 処遇方針

(2) 給 食

(3) 環境の整備

8 健康管理

9 防災計画

10 日 課

11 職員名簿 別紙のとおり。(嘱託医含む)  
(職名、氏名、前歴、資格、年齢、基本給等)

職名 (注1)	氏名	年齢	資格	基本給

12 職員研修計画

(注1) 必要職種すべてについて記入する。



⑦ 委任状（設立代表者に全権委任する場合の例）

## 委 任 状

住所(注1)

氏名

上記の者を、社会福祉法人〇〇〇〇会設立代表者として、同法人の設立に関し必要な一切の権限を委任します。

年 月 日(注2)

設立者 住 所 氏 名 実印

(注3)

設立者 住 所 氏 名 実印

設立者 住 所 氏 名 実印

設立者 住 所 氏 名 実印

設立者 住 所 氏 名 実印

設立者 住 所 氏 名 実印

設立者 住 所 氏 名 実印

設立者 住 所 氏 名 実印

(注1): 設立代表者 住所 氏名(印鑑登録証明書記載のとおりとする。)

(注2): 日付については、設立発起人会で議決した日以降かつ贈与契約日以前の日とすること。

(注3): 設立代表者以外の設立者(印鑑登録証明書記載のとおりとする。)

連名でなく個別の委任状でも差し支えない。

⑧ 履歴書（例）

## 履 歴 書

年 月 日作成

フリガナ			実印
氏 名			
生年月日	年 月 日(満 歳)	性別	
住 所	〒  ( )		

※印鑑登録証明書どおりに記載すること。

《学歴》

学 校 名	学部学科名	期 間	資 格
		年 月 日～ 年 月 日	卒 年退

《職歴》

勤 務 先	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日～ 年 月 日		

《現職》

勤 務 先	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日～ 現 在		

現在従事している職について、職歴とは別に全て記入すること。

《他法人役員経歴》

勤務先	在職期間	職務内容	役職
	年月日～年月日		

他法人役員経歴については、職歴とは別記すること。

《その他兼務職歴》(例: 民生委員・任意団体等の役員歴)

勤務先等	在職期間	職務内容	役職
	年月日～年月日		

《資格・免許》

名称(種別)	登録年月日及び登録番号		取扱機関
	年月日	No.	

《他の理事予定者との関係》

氏名	関係

※職歴については、欄の上から古い順に記載すること

※役員(理事・監事)の各種要件に該当する職歴等は必ず記入すること

⑨ 就任承諾書（例）

## 就 任 承 諾 書

社会福祉法人〇〇〇〇会の理事（監事、評議員）に就任することを承諾します。  
なお、理事（監事、評議員）に就任するにあたっては、定款に定める事項を遵守することを誓います。

年 月 日

住 所

氏 名

実印

社会福祉法人〇〇〇〇会  
設立代表者 〇〇〇〇 様

〔記載上の注意事項〕

- 1 氏名は自署すること。
- 2 日付は、設立代表者に権限を委任した日以降で、法人設立認可申請年月日以前となる。
- 3 設立代表者分も作成すること。

⑩ 誓約書（例）

## 誓約書

社会福祉法人〇〇会の理事（監事、評議員）に就任することにあたり、次の各号を誓約します。

- 1 社会福祉法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
- 2 各理事と親族等特殊関係にある者が上限を超えて含まれないこと
- 3 暴力団員等の反社会勢力者に該当しないこと
- 4 今後、上記1号から3号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること

年 月 日

社会福祉法人〇〇会 理事長 〇〇〇〇 様

住 所

氏 名

印

※ 評議員又は監事の誓約書の場合、第2号の文言を次のように差し替える。

（評議員）

- 2 各評議員又は各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと

（監事）

- 2 各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと

⑪ 施設建設計画書（例）

〇〇〇〇建設計画書

社会福祉法人〇〇〇〇会

1 施設名

2 経営主体

3 設置場所

4 収容定員

5 敷地の面積

6 規模及び構造

造 地上 階 地下 階建

1階床面積 m<sup>2</sup>

2階床面積 m<sup>2</sup>

3階床面積 m<sup>2</sup>

延床面積 m<sup>2</sup>

7 配置図及び平面図

別紙のとおり

8 整備費収入内訳

国・県補助金 円

新潟市補助金 円

福祉医療機構借入金 円

借入金 円

自己資金 円

計 円

9 整備費支出内訳

建築本体工事費 円

附帯設備工事費 円

設計監理費 円

初度調弁費 円

敷地造成工事費 円

計 円

10 工事予定期間

建築工事着手 年 月 日

竣工予定 年 月 日

11 施設運営開始

年 月 日

⑫ 施設長就任承諾書（例）

## 施設長就任承諾書

社会福祉法人〇〇〇〇会が設置経営する△△△△園の施設長に就任することを承諾いたします。

なお、施設長に就任するにあたっては、定款に定める事項を遵守し、その職務に専念することを誓います。

年 月 日

住 所

氏 名

印

社会福祉法人〇〇〇〇会  
設立代表者 様

1 この承諾書には、施設長資格要件取得状況がわかる関係書類の写しを添付する。

## 基本財産編入誓約書

このたび、社会福祉法人〇〇〇〇会が設置経営する△△△△園の建物については、完成後速やかに基本財産に編入することを誓約いたします。

年 月 日

社会福祉法人〇〇〇〇会

設立代表者

実印

新潟市長

様



⑭ 設立発起人会議事録（例）

## 社会福祉法人〇〇〇〇〇設立発起人会議事録謄本

1. 日 時            年   月   日            時から            時まで

2. 場 所

3. 出席者      設立発起人

〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇			
〇	〇	〇	〇	〇			
〇	〇	〇	〇	〇			
〇	〇	〇	〇	〇			

以上 計      名

4. 議長の選出

設立発起人の全員の出席をみたので、発起人〇〇〇〇が仮議長となり、直ちに議長の選任を求めたところ発起人〇〇〇〇から仮議長を推したい旨動議の提出があり、満場の賛同を得て、発起人〇〇〇〇が議長となり、議事に入る。

5. 議案及び議事の顛末

第〇号議案 社会福祉法人〇〇〇〇〇の設立について

議長が別紙設立趣意書を朗読、その趣旨に基づき社会福祉法人〇〇〇〇〇を設立することを満場一致をもって議決した。

第〇号議案 社会福祉法人〇〇〇〇〇定款の承認について

議長が別紙定款を朗読、原案を社会福祉法人〇〇〇〇〇定款をして採択することに満場一致議決した。

第〇号議案 設立当初の資産、財産目録、事業計画、収支予算について

設立当初の資産（寄付分含む。）、事業内容、収支予算について議長から承認を求めたところ全員異議なく賛成した。

第〇号議案 社会福祉法人〇〇〇〇〇、設立者及び設立当初の役員、評議員並びに設立代表者について

設立者及び設立当初の役員には、設立発起人全員がなることとなり、役員として評議員〇名・理事

○名・監事○名を候補者として選ぶこととし、互選の結果、次のとおり決定、全員就任を承諾した。

更に設立代表者及び理事長に理事○○○○を選出し、これに設立手続に関する一切の権限を委任することに満場一致議決した。

理 事 長	○ ○ ○ ○
理 事	○ ○ ○ ○
”	○ ○ ○ ○
”	○ ○ ○ ○
”	○ ○ ○ ○
”	○ ○ ○ ○
”	○ ○ ○ ○
監 事	○ ○ ○ ○
”	○ ○ ○ ○
評 議 員	○ ○ ○ ○
”	○ ○ ○ ○
”	○ ○ ○ ○
”	○ ○ ○ ○
”	○ ○ ○ ○
”	○ ○ ○ ○
”	○ ○ ○ ○

第○号議案 特別養護老人ホーム○○園の建設について

特別養護老人ホーム○○園の建設計画及び建設費について審議したところ

鉄骨造2階建延 ㎡、建設総額 円、設計管理費 円でもって建設することに満場一致議決した。

第○号議案 建設資金計画と借入金について

建設資金 円の財源として寄附金 円、国県市補助金 円

を充当するがなお不足する 円を福祉医療機構から借り入れることを全員異議なく承認した。

第○号議案 借入金に関する担保物件について

建設に伴う福祉医療機構からの借入金 円の担保物件については、建設予定地及び建物を担保提供することを全員異議なく承認した。

第○号議案 借入金に関する連帯保証人について

特別養護老人ホーム○○園建設に伴う福祉医療機構からの借入金 円の連帯保証人については、理事長○○氏及び○○氏を充てることとして本人も承諾しているため全員異議なく承認した。



# MEMO

(別紙) 収支予算書

(自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(単位:円)

勘定科目		合計	本部	〇〇園	△△所	××センター
事業活動に よる 収入	介護保険事業収入					
	施設介護料収入					
	介護報酬収入					
	利用者負担金収入(公費)					
	利用者負担金収入(一般)					
	居宅介護料収入					
	(介護報酬収入)					
	介護報酬収入					
	介護予防報酬収入					
	(利用者負担金収入)					
	介護負担金収入(公費)					
	介護負担金収入(一般)					
	介護予防負担金収入(公費)					
	介護予防負担金収入(一般)					
	地域密着型介護料収入					
	(介護報酬収入)					
	介護報酬収入					
	介護予防報酬収入					
	(利用者負担金収入)					
	介護負担金収入(公費)					
	介護負担金収入(一般)					
	介護予防負担金収入(公費)					
	介護予防負担金収入(一般)					
	居宅介護支援介護料収入					
	居宅介護支援介護料収入					
	介護予防支援介護料収入					
	利用者等利用料収入					
	施設サービス利用料収入					
	居宅介護サービス利用料収入					
	地域密着型介護サービス利用料収入					
	食費収入(公費)					
	食費収入(一般)					
	居住費収入(公費)					
	居住費収入(一般)					
	その他の利用料収入					
	その他の事業収入					
	補助金事業収入					
	市町村特別事業収入					
	受託事業収入					
	その他の事業収入					
	(保険等査定減)					
	老人福祉事業収入					
	措置事業収入					
	事務費収入					
	事業費収入					
その他の利用料収入						
その他の事業収入						
運営事業収入						
管理費収入						
その他の利用料収入						
補助金事業収入						
その他の事業収入						
その他の事業収入						
管理費収入						
その他の利用料収入						
その他の事業収入						
児童福祉事業収入						
措置費収入						
事務費収入						
事業費収入						
私的契約利用料収入						
その他の事業収入						
補助金事業収入						
受託事業収入						
その他の事業収入						
保育事業収入						
保育所運営費収入						
私的契約利用料収入						

私立認定保育所利用料収入					
その他の事業収入					
補助金事業収入					
受託事業収入					
その他の事業収入					
就労支援事業収入					
〇〇事業収入					
障害福祉サービス等事業収入					
自立支援給付費収入					
介護給付費収入					
特例介護給付費収入					
訓練等給付費収入					
特例訓練等給付費収入					
サービス利用計画作成費収入					
障害児施設給付費収入					
利用者負担金収入					
補足給付費収入					
特定障害者特別給付費収入					
特例特定障害者特別給付費収入					
特定入所障害児食費等給付費収入					
特定費用収入					
その他の事業収入					
補助金事業収入					
受託事業収入					
その他の事業収入					
(保険等査定減)					
生活保護事業収入					
措置費収入					
事務費収入					
事業費収入					
授産事業収入					
〇〇事業収入					
利用者負担金収入					
その他の事業収入					
補助金事業収入					
受託事業収入					
その他の事業収入					
医療事業収入					
入院診療収入					
室料差額収入					
外来診療収入					
保健予防活動収入					
受託検査・施設利用収入					
訪問看護療養費収入					
訪問看護利用料収入					
訪問看護基本利用料収入					
訪問看護その他の利用料収入					
その他の医療事業収入					
補助金事業収入					
受託事業収入					
その他の医療事業収入					
(保険等査定減)					
〇〇事業収入					
〇〇事業収入					
その他の事業収入					
補助金事業収入					
受託事業収入					
その他の事業収入					
〇〇収入					
〇〇収入					
借入金利息補助金収入					
経常経費寄附金収入					
受取利息配当金収入					
その他の収入					
受入研修費収入					
利用者等外給食費収入					
雑収入					
流動資産評価益等による資金増加額					
有価証券売却益					
有価証券評価益					
為替差額					
事業活動収入計(1)					
人件費支出					

支	役員報酬支出					
	職員給料支出					
	職員賞与支出					
	非常勤職員給与支出					
	派遣職員費支出					
	退職給付支出					
	法定福利費支出					
	事業費支出					
	給食費支出					
	介護用品費支出					
	医薬品費支出					
	診療・療養等材料費支出					
	保健衛生費支出					
	医療費支出					
	被服費支出					
	教養娯楽費支出					
	日用品費支出					
	保育材料費支出					
	本人支給金支出					
	水道光熱費支出					
	燃料費支出					
	消耗器具備品費支出					
	保険料支出					
	賃借料支出					
	教育指導費支出					
	就職支度費支出					
	葬祭費支出					
	車輦費支出					
管理費支出						
〇〇費支出						
出	雑支出					
	事務費支出					
	福利厚生費支出					
	職員被服費支出					
	旅費交通費支出					
	研修研究費支出					
	事務消耗品費支出					
	印刷製本費支出					
	水道光熱費支出					
	燃料費支出					
	修繕費支出					
	通信運搬費支出					
	会議費支出					
	広報費支出					
	業務委託費支出					
	手数料支出					
	保険料支出					
	賃借料支出					
	土地・建物賃借料支出					
	租税公課支出					
	保守料支出					
	渉外費支出					
	諸会費支出					
	〇〇費支出					
	雑支出					
	就労支援事業支出					
	就労支援事業販売原価支出					
	就労支援事業製造原価支出					
就労支援事業仕入支出						
就労支援事業販売管理費支出						
授産事業支出						
〇〇事業支出						
〇〇支出						
利用者負担軽減額						
支払利息支出						
その他の支出						
利用者等外給食費支出						
雑支出						
流動資産評価損等による資金減少額						
有価証券売却損						
資産評価損						
有価証券評価損						
〇〇評価損						

		為替差額						
		徴収不能額						
		事業活動支出計(2)						
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)						
施設整備等に よる 収入 支	収入	施設整備等補助金収入						
		施設整備等補助金収入						
		設備資金借入金元金償還補助金収入						
		施設整備等寄附金収入						
		施設整備等寄附金収入						
		設備資金借入金元金償還寄附金収入						
		設備資金借入金収入						
		固定資産売却収入						
		車両運搬具売却収入						
		器具及び備品売却収入						
	支出	〇〇売却収入						
		その他の施設整備等による収入						
		〇〇収入						
		施設整備等収入計(4)						
		設備資金借入金元金償還支出						
		固定資産取得支出						
		土地取得支出						
		建物取得支出						
		車両運搬具取得支出						
		器具及び備品取得支出						
その他の 活動 に よる 収入 支	〇〇取得支出							
	固定資産除却・廃棄支出							
	ファイナンス・リース債務の返済支出							
	その他の施設整備等による支出							
	〇〇支出							
	施設整備等支出計(5)							
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)							
	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入						
		長期運営資金借入金収入						
		長期貸付金回収収入						
投資有価証券売却収入								
積立資産取崩収入								
退職給付引当資産取崩収入								
長期預り金積立資産取崩収入								
〇〇積立資産取崩収入								
事業区分間長期借入金収入								
拠点区分間長期借入金収入								
支出	事業区分間長期貸付金回収収入							
	拠点区分間長期貸付金回収収入							
	事業区分間繰入金収入							
	拠点区分間繰入金収入							
	その他の活動による収入							
	〇〇収入							
	その他の活動収入計(7)							
	長期運営資金借入金元金償還支出							
	長期貸付金支出							
	投資有価証券取得支出							
その他の 活動 に よる 収入 支	積立資産支出							
	退職給付引当資産支出							
	長期預り金積立資産支出							
	〇〇積立資産支出							
	事業区分間長期貸付金支出							
	拠点区分間長期貸付金支出							
	事業区分間長期借入金返済支出							
	拠点区分間長期借入金返済支出							
	事業区分間繰入金支出							
	拠点区分間繰入金支出							
その他の活動による支出								
〇〇支出								
その他の活動支出計(8)								
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)								
予備費支出(10)								
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6) +(9)-(10)								
前期末支払資金残高(12)								
当期末支払資金残高(11)+(12)								



## 第7 社会福祉法人設立後の手続き

### 1 法人設立認可書の交付

法人設立認可審査が終了し、認可が認められると、法人設立認可書を交付します。

認可書が到達した日から2週間以内に法人設立登記をします。(組合等登記令第2条)

社会福祉法人は、登記をもって成立します。(社会福祉法第34条)

### 2 法人登記

登記事項は以下のとおりです。事前に所轄の登記所に相談しておくことをお勧めします。

- ① 目的及び業務 定款第1条に規定されている目的及び事業
- ② 名称 定款第2条に規定されている名称
- ③ 事務所 定款第4条に規定されている事務所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 理事長等代表権を有する者のみ登記
- ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
- ⑦ 資産の総額 設立当初の財産目録に記載された差引純資産額を登記

なお、資産の総額は、今後、毎会計年度終了後3ヶ月以内に変更登記を行う必要があります。

### 3 理事会・評議員会の開催

法人設立登記後、遅滞なく以下のとおり理事会・評議員選任・解任委員会・評議員会を開催します。

#### ① 第1回目の理事会

- ・評議員選任・解任委員会の運営規程の決議
- ・評議員選任・解任委員の選任
- ・評議員候補者の推薦
- ・評議員選任・解任委員会の招集日時・場所の決議
- ・理事及び監事の候補者の決議

(この時に監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する現監事(監事予定者)の過半数の同意の確認)

- ・役員等の報酬額(案)及び役員等に対する報酬基準(案)の決議

#### ② 評議員選任・解任委員会(第1回理事会後速やかに開催する)

- ・第1回理事会で選任されたメンバーで評議員選任・解任委員会を開き、評議員を選任

#### ③ 第1回目の評議員会(評議員選任・解任委員会による評議員の選任後速やかに開催する)

- ・評議員選任・解任委員会で選任された評議員により、評議員会を開き、役員(理事・監事)の選任及び役員等の報酬額及び役員等に対する報酬基準の決議

#### ④ 第2回目の理事会(評議員会による理事の選任後速やかに開催する)

- ・第1回目の評議員会で選任された理事・監事により理事会を開き、理事長(定款で定めた場合

は、業務執行理事も含む)を選任。

※役員等を選任した場合は、任期ごとに次の選任の関係書類を備えておいてください。

《必要書類》

- \* 役員等の名簿 \* 就任承諾書 \* 履歴書
- \* 欠格事由及び反社会的勢力に該当しない旨の誓約書
- \* 印鑑登録証明書

#### 4 理事長の登記

・理事会での選任後、2週間以内に登記をしてください。

#### 5 財産移転・設立完了報告

設立登記後、先に取り交わした贈与契約に従って、速やかに財産目録記載の財産の移転を行ってください。

財産移転終了後1ヶ月以内に、財産移転が終了したことを証する書類を添付し、新潟市長あて報告してください。(報告書式:任意一下記の例を参照)

- 添付書類
- 設立当初の財産目録
  - 法人登記簿謄本
  - 不動産登記簿謄本(借地借家の場合は賃貸借契約書の写し)
  - 預金残高証明書又は預金通帳等の写し
  - その他参考となる書類

(例)

年 月 日	
新潟市長 様	法人名 代表者
社会福祉法人〇〇会の財産移転等について(報告)	
当会の設立登記及び財産移転を完了しましたので、下記の書類を添えて報告します。	
記	
添付書類	
1 設立当初の財産目録	
2 法人登記簿謄本	
3 不動産登記簿謄本	
4 預金残高証明書	
5 .....	

土地等不動産の所有権移転登記に際しては、新潟市が発行した「登録免許税非課税証明」(様式別添)を添付すると、登録免許税が免除されますので、「登録免許税非課税証明」を請求してください。

※新潟市内所在の土地の場合は、新潟市へ請求してください。

## 6 建物完成後の登記

建物が完成したら、表示登記を行ったうえで「登録免許税非課税証明」を請求し、建物の所有権保存登記を行ってください。※新潟市内所在の建物の場合は、新潟市へ請求してください。

## 7 定款変更届

建物の所有権保存登記が終了したら、先に提出している基本財産編入確約書に基づき、基本財産に編入する手続きを行ってください。

- ・ 理事会及び評議員会で建物を基本財産に編入し、これに係る定款の変更を決議します。
- ・ 「定款変更届出書」(様式別添)により、新潟市長あてに基本財産が増加した旨の届けを提出します。
- ・ 建物の完成に伴って、法人の事務所を移転する場合には、この部分も定款変更が必要となりますので、併せて理事会・評議員会で決議し、事務所の所在地を変更した法人登記簿謄本を添付し、定款変更を提出してください。

## 8 規程類の整備

社会福祉法人を運営していく上で必要な規程類を作成し、理事会・評議員会の決議を得ます。

<規程の例>

- ・ 定款細則
- ・ 経理規程
- ・ 就業規則
- ・ 給与規程
- ・ 旅費規程
- ・ 事務委任(専決)規程

このほかに、公印規程や臨時職員規程、休業規程、実施事業の運営規程など、法人の状況に応じて必要な規程を整備してください。

様式第2

(表 面)

認可申請書 社会福祉法人定款変更 届出書			
申請者	主たる事務所の所在地		
	めい しょう 名 称		
	代表者の氏名		
申請年月日			
定款変更の内容及び理由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

(定款変更様式)

(裏面)

定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙(大きさは、日本産業規格 A 列4番とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。

最新の様式は HP からダウンロードできます

年 月 日

(あて先) 新潟市長

(所在地)

申請者 (名称)

(代表者)

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第 号に掲げる登記に係る証明願

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税措置を受けるため、下記の不動産に係る登記が同法別表第3の10の項の第3欄の第 号に該当することについて、同法施行規則第3条第 号の規定により証明くださるよう申請します。

記

証明を受けようとする不動産	所在	地番又は家屋番号	地目又は建物の種類・構造	地積又は床面積	具体的用途

上記不動産に係る登記は、登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第 号に該当することを証明します。

新福監 第 号の2

年 月 日

新潟市長

## 社会福祉法人に関する税制について

### (1) 公益法人等に関する主な税制の概要

	株式会社	社会福祉法人			公益法人		NPO法人			
		社会福祉事業	公益事業	収益事業	収益事業なし	収益事業あり	収益事業なし	収益事業あり		
設立の方法	一定の組織を備えることにより設立可能	社会福祉事業を行うことを目的としなければ所轄庁の設立認可を得られない			公益を目的とし法の定める基準を満たさないと設立は許可されない		特定非営利活動を行うことを目的として所轄庁の認証を得て設立可能			
指導監督の基準	運営については関与せず	設立及び運営に関する審査基準・要領 監査指導要綱			設立及び運営に関し厳しい基準(指導監督基準)がある		報告・検査等若干の関与がある			
国	法人税	課税 全事業の利益に対して	非課税	一部非課税 (法人税法上 収益事業と みなされる ものは課税)	課税 ・軽減税率 を適用 ・見なし寄 付金制度	非課税	課税 収益事業から 生じた所得に ついて、軽減 税率を適用	非課税	課税 収益事業 から生じた 所得に ついて	
	所得税	課税	非課税 利子、配当等について			非課税 利子、配当等について		課税 利子、配当等について		
	登録免許税	課税	非課税 設立登記について			非課税 設立登記について		非課税 設立登記について		
税			非課税 社会福祉事業の用に供する不動産について	課税		非課税 設置する学校に係る不動産等について	課税	原則課税		
	住民税	均等割	非課税			課税	原則課税		課税	
地		法人税割	非課税			課税	非課税	課税	非課税	課税
	事業税	課税	非課税			課税	非課税	課税	非課税	課税
方	不動産取得税	課税	非課税 社会福祉事業の用に供する固定資産について	課税		非課税 幼稚園、図書館、博物館等の用に供する不動産等について	課税	課税		
	固定資産税									
	都市計画税									

※ 収益事業：法人税法第2条第13号に規定する、販売業、製造業その他の事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの。同法施行令第5条第1項に33事業が列举されている。

(注)：税制の詳しいことについては、最寄りの税務署や税務相談室にお尋ねください。

## (2) 寄付等に対する税制(法人別)

	社会福祉法人	公益法人	医療法人	学校法人
＜個人が土地を売った場合＞ 収用等の場合の課税の特例 (所得税)	土地収用法等の規定により収用される土地の譲渡所得については 5000 万円の特別控除が認められる。(租税特別措置法第 33 条の 4、土地収用法第 3 条第 23 号)	社会福祉を目的とする事業を行っている場合、社会福祉法人と同様	—	社会福祉法人と同様(租税特別措置法第 33 条の 4、土地収用法第 3 条第 21 号)
＜個人が財産を寄付した場合＞ 譲渡所得の非課税 (所得税)	社会福祉への貢献等公益の増進に著しく寄与する等の要件を満たすものとして、国税庁長官の承認を受けた財産の贈与又は遺贈については、譲渡所得がなかったものとみなされる。(租税特別措置法第 40 条第 1 項)	社会福祉法人と同様	—	社会福祉法人と同様(租税特別措置法第 40 条第 1 項)
特定公益増進法人制度 (所得税、法人税)	社会福祉法人全体が特定公益法人に指定されており、社会福祉法人に寄付を行った場合には、以下の措置が受けられる。 ①法人の場合 損金算入限度額まで別枠で(通常の倍額まで)損金算入が認められる。(法人税法第 37 条第 4 項第 3 号) ②個人の場合 寄付金額(所得金額の 25%が上限)－1 万円の所得控除が認められる。(所得税法第 78 条第 2 項第 3 号)	個別に特定公益増進法人として認定を受ければ優遇が受けられる。	個別に特定公益増進法人として認定を受ければ優遇が受けられる。	学校法人で学校の設置若しくは学校及び専修学校の設置を主たる目的とする者等が特定公益法人に指定されているため、社会福祉法人と同様
共同募金会に対する寄付金 (所得税、法人税、個人住民税) ※受配者指定寄付金	共同募金会は、社会福祉法人に優先的に寄付金を分配することとなり、共同募金会に寄付を行った場合、以下の措置が受けられる。 ①法人の場合 寄付金全額の損金算入が認められる。(法人税法第 37 条第 4 項第 2 号) ②個人の場合 ア 寄付金(所得金額の 25%が上限)－1 万円の所得控除が認められる。 (所得税法第 78 条第 2 項第 2 号) イ 寄付金(所得金額の 25%が上限)－10 万円の所得控除が認められる。 (地方税法第 34 条第 1 項第 5 号の 4)	基本的に共同募金会の寄付金分配先ではないが、社会福祉を目的とする事業を行っている場合、分配されることもある。	—	—

(注1): 租税特別措置法の特例(国税庁長官の承認が必要)を受けようとする場合は、事前に税務署との十分な協議が必要である。

(注2): 受配者指定寄付金については、新潟県共同募金会にお尋ねください。

なお、この寄付金は、寄付金を受け入れる前に共同募金会での厳正な審査を必要とする。



# MEMO

お問い合わせ、相談は

..... 新潟市福祉部 福祉監査課

TEL 025-226-1182・1185

FAX 025-225-6304

E-mail [kansa.wl@city.niigata.lg.jp](mailto:kansa.wl@city.niigata.lg.jp)